

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第29号 (2010年12月)



第29号目次

- 表紙の写真「敦賀ムゼウム」/2
- 評議員のページ「私の『自分語り』」/3
- 理事のページ「解放運動と人々のきずな」/7
- 楽遊ガイド「続・『中間支援施設』のはなし」/8
- 新聞切り抜き帳から「朝鮮学校、無償化対象に！」/10
- 報告「部落解放研究第44回全国集会に参加して」/12
- 蛸池地域から「『子ども広場交流会』で楽しみました」/15
- 豊中地域から「『どないしたん？ほっとかへんで…』つながる思い、まっすぐ子どもへ」/16
- 書評・この1冊「部落差別をこえて」/17
- 報告「世界人権宣言62周年豊中集会」/19
- 覚え書き「豊中市企業人権啓発推進員協議会」との交流会から/23
- 情報BOXとよなか/23
- あとがき/24

表紙の写真「敦賀ムゼウム」

「小牧の蒲鉾」で有名でもある敦賀は、三方を山に囲まれた天然の良港として古くから栄えた歴史があるが、特筆すべきは、1940年8月から翌1941年6月までの間、リトアニア領事代理・杉原千畝さんが発給した「命のビザ」によって、多くのユダヤ人難民が、シベリア鉄道からウラジオストク経由で敦賀へ上陸したことだ。港のそばの金ヶ崎緑地に、資料館「敦賀ムゼウム」（2008年3月開館）があり、杉原さんの肉声や発給したビザ、ユダヤ人が残した時計、敦賀の人々の証言などがコンパクトに展示されている。杉原さんは、「日本のシンドラー」として知られているが、それが敦賀とつながることは知る人は少ない。地元の人でも最近まで知らなかったというのだから無理もないが、歴史が掘り起こされ、目の当たりにできるようになったことはうれしい限りだ。（ムゼウム：ポーランド語で「資料館」の意味）

所在地

〒914-0072 福井県敦賀市金ヶ崎町44-1 TEL0770-37-1035

評議員のページ

私の「自分語り」

たまおき よしのり
【玉置 好徳（評議員）】

「はじめに」

私は大学教員という「語る」機会の多い仕事をしながらも、こと自分について語るのは大の苦手です。なぜなら私の平々凡々たるこれまでの人生において、自慢げに語るほどドラマティックなできごとにも巡り会いませんでしたし、ましてや人様にひれき披露するような立派な人生訓など思いつきもしないからです。

ですが、人生も半ばにさしかかって参りますと、何かしらの思い出が否応なく一つや二つは心に刻まれてしまうものです。ときにそれは苦い思いをともなうこともあります。

読者の皆様には少々退屈かもしれませんが、今回はどうか私の「自分語り」にお付き合い願います。

1. 「苦い思い出」について

もう今から20年以上も前のことになりましたが、ある日高校時代の友人から電話で「久しぶりに会おう」と、とあるファミリーレストランに呼び出されました。そこに到着するとすでに同級生の男女5～6人が集まっていて、卒業後久しぶりだったのでご無沙汰のあいさつを済ませて席に着きました。

すると、唐突に私を呼び出した友人が、私を指して「こいつ都営住宅（東京都が運営する公営住宅）に住んでるんだぜ。あんな貧民窟ひんみんくつに。」と言いついたのです。確かに当時私は都営住宅に両親と住んでい

ましたし、彼が家に遊びに来てくれたことも何回かありました。でも、なぜいきなりみんなの前でそんなことを言い出したのか理解



できず、また小馬鹿にしたような物言いも少々心外に思いましたけれども、そのときは他の人の手前できるだけ穏やかに受け流すことにしました。

ところが、その次にはさらにエスカレートして、「お前税金でメシを食っているくせに生意気なんだよ。」と畳みかけてきたのです。なかには「別にそんなこと気にしてないから。」ととりなしてくれた友人もいましたが、もう何を言ってもこの場は治まらないだろうと思い、「急用ができたから」と断って私の方から立ち去ることにしました。

それ以降彼に会う機会はありませんでしたので、今も理由はわかりません。もちろん彼にも何がしかの言い分があるのでしょうか。もしかしたら私の方にも何かしら落ち度があったのかもしれませんが。

けれども、何かの冗談にしては少々度が過ぎていたのではないかとは思いますが。

さりとして、いつまでもそんな昔のことを根に持っていたとしても仕方がないのも分かっています。

ただ、まるで壊れかけのビデオみたいに、そのときの映像が消去できずに心に残ってしまっていて、時折頼みもしないのに勝手に再生されてしまうのです。そのたびにそのときと同じ疼きも、また胸の奥によみがえってくるのです。

2. 「スティグマ」について

その後私は福祉系の大学に入学して、そこで「スティグマ」という概念について知りました。スティグマとは、社会学者のゴッフマンによれば、もともとは古来、犯罪者や奴隷などにつけた「烙印^{らくいん}」のことで、それが転じてその人が持つ欠点や障がいなどの属性に対して、目に見えない「レッテル」を貼って人をおとしめることを意味します。

また、社会政策学者のスピッカーは、社会福祉サービスは「依存のスティグマ」をとまなうとも言っています。これはたとえば生活保護を受給している人に対して、たとえ事実とは異なっても、「税金を使って生活しているのにぜいたくな暮らしをしている」、などの非難を向けられることがあるように、社会福祉サービス

なうスティグマを指します。また、こうした世間の目を意識して、「お上の世話になりたくない」と思うなど、日本には現在、生活保護を受給できるにもかかわらず申請しない人々が100万人以上いるともいわれています。

ただし、誤解のないように申し上げておきますが、社会福祉サービスはすべて「自立」を支援することを目的としています。たとえば、自立が困難な要介護高齢者や重度の障がい者にも、その人ができないことを支援することによって、本人の意思や力を尊重してできるだけ自立した生活を送れるようにするというのがその趣旨です。そして、それはすべての人に「健康で文化的な最低限度の生活」を送る権利を国が保障するという、日本国憲法の理念にもとづいています。

ですから、もしもまだ世間に「社会福祉は怠け者を養成するだけの税金の無駄遣い」などという誤解があるとすれば、それは単なる偏見にすぎないといえるでしょう。

そして、私はこれらについて学ぶなかで、先のできごとは、もしかしたらこのたぐいの偏見にもとづいていたのではないかと考えるようになりました。だとすれば、いくら彼個人を非難したところでたいした意味はなく、むしろこのような偏見を社会から払しょくすることの方が重要ではないかとも考えました。

3. 「部落問題」との出会いについて



を利用している状況にとま

それをきっかけに、私は大学と大学院で地域福祉を専攻することにしました。また大学院在学中から現在に至るまで、いくつかの市で地域福祉計画づくりなども手掛けて参りました。

そのような折、2001年ごろでしたが、大阪府内の同和地区を含む小学校区で地域福祉計画モデル事業をするので、アドバイザーとして関わってほしいという依頼をいただきました。そして、居住地である豊中市と勤務している大学がある茨木市の2地区を担当することになりました。その計画づくりの過程を通じて、理不尽な差別によって社会的に排除されている人々がいることや、同和地区と周辺地域の間「見えない壁」が存在している状況などを目の当たりにして、地域福祉ネットワークづくりを通じて、差別や排除を乗り越える方法について模索して参りました。これが私にとっての部落問題との出会いです。

私にとって、その根底におそらく先の個人的な経験があったことは否めないことだろうと思います。だからといって、「差別された人の痛みがわがことのように分かる」などと不遜なことを申し上げるつもりは毛頭ございません。

ですが、私のような凡人には、まず「人権」や「平等」などの高邁な理想ありきというよりも、自分が味わったささやかな痛みを手掛かりとして、それよりもさらに大きな痛みを抱えている人々が存在するという事実を知る方が、より深い共感を覚えるように思います。そのうえで人権の大切さについて学ぶことの方が、より具体的に理解できるように思います。

そして、そのような人権についての実践的な学びを根底に据えて、地域福祉という住民同士のささえあいがさらに広まってほしいと願っています。

4. 「無縁社会」について

ところで最近、社会的孤立が日本全国に蔓延しつつあるということを、テレビや新聞などの報道を通じて頻繁に見聞きするようになりました。



たとえば、NHKによれば、血縁・地縁・職縁（会社等での人間関係）のいずれからも排除され、孤立する人々が地域に多く潜在しており、このような社会状況を「無縁社会」と呼んでいます。このような状況のもとで、100歳以上高齢者の所在不明や孤独死、児童虐待死などの痛ましい事件が頻発しているのは、今や枚挙にいとまがありません。

こうした事態に歯止めをかけるにはどうしたらいいのでしょうか。その特効薬は今のところありませんが、だからこそ今、同和地区における住民同士の助けあいや、同和对策事業における隣保館の実践などが再評価されてもいいのではないかと思います。ただし、それは部落のためだけではなく、他のさまざまな人権問題や福祉問題の当事者たちとの連帯の輪を広げていくことに他ならないとも思います。そして、そ

の草の根の実践として、地域福祉には果たすべき大きな役割があると思います。

微力ながら私もその一助となることができればと思い、これからもさまざまな立場の当事者の方々と手を取りあって参りたいと思います。

「おわりに」



このエッセイの執筆依頼をいただく少し前から、実はほんのささいなき

っかけで心の片隅に潜んでいたトラウマ（心の傷）が、またフラッシュバックして（思い出されて）しまって、さらにそこから果てしない堂々巡りが続いてしまい、中心いささかしんどい思いをしておりました。

そこでこの機会に自分を語ることで、これまでの自分を見つめ直すことができ、その結果劇的なカタルシス（精神的な浄化作用）が得られる…という一連のストーリーを期待したところは正直申してありました。ですが、書き終えてみて期待したほどの効果が実際にあったかどうかはよくわかりません。ただ、これまで自分が歩んできた道のりの出発点がどこにあったのかを、あらためて見つめ直すことができたのはひとつの収穫ではなかったかと思えます。

ただし、ここまでは自分がまるで一方的な被害者であるかのごとくに述べて参りましたが、逆に、自分の無自覚で不用意な言動が人を傷つけたことも多々あっ

ただろうと反省することもしきりです。

誰もがほんのささいなひとことで傷ついたり、誰かを傷つけたりする可能性を秘めているともいえますが、社会学者の好井裕明（よしい ひろあき）は「差別」について次のように述べています。

他の人々の思いに共感したい。だが簡単にできないとき、その共感できない「わたし」の姿をどのように詳細に自分に納得させたうえで、差別を考えることができるのか。「わたし」のなかにある“他者と向き合う、あるいは向き合おうとしない姿”を、どのように生活するなかで反省的に捉え、批判することができるのか。そして、感じた自分に対する批判を、次の「いま、ここ」で、どのように実践できるのか。…中略…淡々と「わたし」を見直し、「わたし」をつくりかえ続ける。その営みが差別を考え、差別を“意味なきもの”にしていく原点であり“ちから”なのである。

このことは、いつも胸にとめておかなければいけないと思っています。

そして、最後になりましたが、差別について語るときに常に気をつけなければならないのは、そこに自分の無自覚な差別意識が投影されている危険です。読者の皆様におかれましてはご高覧いただき、もしお気づきの点などございましたらどうかご叱正くださいますようお願い申し上げます。

参考文献

アーヴィング・ゴッフマン著 / 石黒毅訳『スティグマの社会学 烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房 2009年

ポール・スピッカー著 / 西尾祐吾訳『スティ

グマと社会福祉』誠信書房 1987年 本田良一著『ルポ 生活保護』中公新書 2010年 好井裕明著『差別原論 わたし のなかの権力とつきあう』平凡社新書 2007年

理事のページ

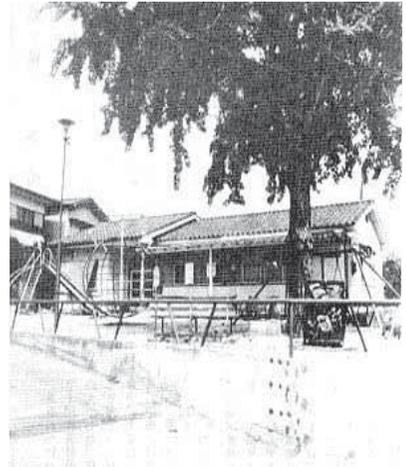
蛍池地区では、今から47年前、町内の子どもたちを集めて、「みつばち子ども会」が組織され、北町会館（右写真）で日常的な活動が始まりました。北町会館は、「洗心道場」が前身で、これは、明治時代浄土真宗本願寺派のお坊さんを招き、主に春秋の彼岸と年末年始のお勤めをしていました。道場はお寺でもあったわけで、ムラの人たちは、持ち回りで御飯を仏壇にお供えしたり、花なども欠かさなかったように思います。信仰心は非常に厚く、優しく助け合いながら、貧しくとも逞しく生活していました。

1963年頃は千里丘を開発して大きな団地を作り、大阪に「万国博覧会」を誘致するための工事関係の労働者の飯場が、ここ北町にも多く見られるようになります。一人親方や人いれ稼業など、狭い地区に所狭しと乱立しました。子どもたちもその日稼ぎの日雇いがあればあるだけ使われ、学用品や参考書すら満足に買ってもらえない子らの中には、朝刊の配達をしてから通学（まだ十八中がなく、当時は五中まで通っていました）していました。その頃、北町会館で学習会を開き、先生にも来ていただきましたが、まだ解放運動が組織されていない時でした。また、町

解放運動と人々のきずな

【前田 勝正（理事）】

内の問題で会館が使えなくなった時などは、蛍池公民館を使って学習会をしたこともあり



1967年7月の大雨で千里川が氾濫し、ここ北町(大正長屋といわれていた、今の青少年運動場の前身)も、床上浸水し、子どもたちの教科書も水に漬かるなどしました。1970年3月には、地区内の中心が大火災に遭い(飯場から火がでる)、道幅は狭く、消化栓もどこにあるか分からず、水道管も細く、満足に水が出ないなど悪条件が重なり、多くの人が焼け出されました。

この事が一つのきっかけになり、町内で解放運動を組織しようとの気運が高まり、1973年4月、部落解放同盟蛍池支部が誕生しました。その頃は、「万博景気」も終わり、世の中は不景気でした。あ

る日突然、子どもと妻などを捨てて夜逃げする人、幼児を出来たばかりの保育所に預けたまま行方不明になる人、親族が探しあてて子どもが親のもとに行くなど、大変な時代でした。1976年には解放会館も建設され、多くの子どもたちが学ぶようになり、教育運動や環境問題なども取り組まれました。

この40数年を振り返ると、「同和对策事業特別措置法」に支えられてここまでできたことも確かですが、失ったものも多かったのではないかと思います。何よりも人々の絆が薄くなり、解放運動となんら関係ない所での不祥事が起きたり、優

しさや遅しさ、したたかさなどを失いつつあります。今一度原点に戻り、生活を見つめ、差別とは何かを学習する必要があります。差別はなくなった訳ではありませんから。

年間3万人以上の方が自死に追いやられる現在社会において、イジメによる子どもの自殺もあとを絶ちません。家族、友だち、地域社会の繋がりが希薄になり、差別も陰湿になっています。人権尊重を基本にした教育や啓発の重要性をしっかりとふまえて、取り組みを強化しなければならぬと痛感します。

楽遊ガイド

続・「中間支援施設」のはなし

この機関紙の第25号に、私が所属している「きずな」のことで、「市民公益活動を活性化させる中間支援組織…」といったことを書きました。今回は、その続き、「中間支援施設」のはなしです。最近、「きずな」活動のことを説明するとき、次のような表を使っています。左の欄が、市民活動にたいする「中間支援」の役割をもっている施設、右の欄は、各施設の現状です。

中間支援施設	中間支援組織
社会福祉協議会ボランティアセンター ぶらっと	●(社福)豊中市 社会福祉協議会
障害福祉センターひまわり	施設の管理運営のあり方 の検討が課題
環境情報サロン	●(特)とよなか市民環境会議アジェンダ 21
リサイクル交流センター	「指定管理者制度」への移行を模索中
豊中・堂池人権まちづくりセンター	(一財)人権文化まちづくり協会 = 啓発・相談委託
とよなか国際交流センター	●(財)とよなか国際交流協会
とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	●(財)とよなか男女共同参画推進財団
青年の家いぶき	登録グループあり。豊中市青少年団体連絡協議会
生活情報センターくらしかん	とよなか消費者協会など登録団体が展示協力
市民活動情報サロン	●(特)とよなか市民活動ネット きずな

中間支援施設という言葉はまだあまり流通していないかもしれませんが、貸会議室、交流スペース、展示や掲示コーナー、作業場所や機器(印刷機、コピー機)の提供、情報誌の発行などの「サービス」を提供したり、各施設の目的に沿った市民グループづくりや組織運営の相談、講習会、グループの交流などが行われている施設です。●印をつけた組織は、その施設を市から受託して運営をしています。

現在、この5つの組織が協力して、各施設で活動中のグループに呼びかけて、「とよなかの市民活動ガイドブック」を作っています。この「ガイドブック」は、5つの中間支援組織が、日ごろ各施設で支援している個々のグループを紹介しようという企画です。現在、作業中ですが、各中間支援施設・組織ごとに、「登録」制度とか、連絡組織やネットワーク活動など、さまざまなかたちで個別グループとの関係をもっています。いずれ、その辺のことも、議論していきますが、とにかく、たいへん、忙しい各団体との打ち合わせの合間に、それぞれの組織が出くわしている行政との関係も話題になります。

表の「リサイクル交流センター」のところに、「指定管理者制度」への移行を模索中と書きましたが、2011年4月からの5年間について指定管理者の募集があり、すでに、「男女共同参画推進財団」は、「すてっぷ」の指定管理者候補に選定されました。「社会福祉協議会」は「市立老人サービスセンター」の公募選定の手続き中です。

また、「国際交流センター」の場合、5団体が応募した結果、第一候補に(財)とよなか国際交流協会、第二候補として(特)国際交流の会とよなか(TIFA)が選定されています。候補から外れた3団体の法人形態は、いずれも(株)でした。国際交流協会もTIFAも「きずな」とは、日ごろ付き合いのある団体ですから、二団体が競争関係になっている状況は、悩ましいところです。

この悩ましさのルーツをたどると、「豊中市市民公益活動推進指針」(2003年策定)に突き当たります。この「指針」策定に向けた当時のワークショップには、市の職員や出資法人のスタッフ、それに「きずな」の結成に関った市民もたくさん参加していました。できあがった「指針」では「市民、事業者、行政」が定義されています。そのうち「行政」は、「豊中市役所及び豊中の地域社会に関係する公共機関、ただし『市出資公益法人等』と表記した場合は、市役所が出資して設立した(財)とよなか国際交流協会、(財)とよなか男女共同参画推進財団や(社福)豊中市社会福祉協議会…」という定義でした。今、その「市出資公益法人」が、NPOや民間事業者と共に、施設の運営をめぐり同一線上で受託レースに立っているわけです。「指定管理者制度」の導入は2006年度からですが、激しいスピードで変わる「官－民」関係と、それに追いつけない私たちの意識に、悩ましさの原因はあるようです。

【平尾 和 (理事)】

新聞切り抜き帳から

朝鮮学校、無償化対象に!

(11月6日/毎日新聞より)

2010年4月からスタートした高校無償化。それまで保留となり除外されてきた朝鮮学校が無償化の対象となるのが11月5日に決まった。機関誌を読んでくださっている皆さんからすれば当たり前前決定という感じかもしれないが、メディアや世論では「除外されるのが当たり前だ」「なぜ朝鮮学校を無償化する必要があるんだ」という風潮が多くみられた。

朝鮮学校イコール北朝鮮いうなんともお粗末な思考回路や、朝鮮学校を無償化にするなら、同じ各種学校として位置づけられている料理学校や予備校

も無償化にするべきじゃないかと理解に苦しむ屁理屈を並べているブログもあり、とても気分を害した。各種学校という位置づけにならざるを得ない朝鮮学校の歴史や経緯を全くといっていいほど理解していないのではないだろうか。

日本の植民地支配下で名前や文字を奪われた在日朝鮮人は終戦後、「子どもたちにまずは教育だ」ということで各地に

朝鮮学校無償化対象

文科省

来年度から 全校、基準満たす

高木義明文部科学相は5日、高校授業料無償化制度に関する朝鮮学校の審査の基準を決めた。全国にある全10校の朝鮮学校はこの基準を満たしており、申請があれば全校が支援の対象となる見通しだ。適用する基準は専

修学校高等課程の基準がベースで、修業年数3年以上などが条件となる。文科省は省令を改正し、11年度から導

入する。(2、27面に関連記事) 発表によると、適用基準は①修業年数3年以上②年間授業時間800時間以上③校舎面積(定員200人の場合)600平方メートル以上④教員数(同)6人以上など。年間指導計画、財産目録、学級編成表など13の書類を添付して11月30日まで文科省に申請、専門家の審査を経たうえで高木文科相が指定する。「支援金が確実に生徒に渡るか疑問」

との指摘に答え、生徒個人の受領書などの提出を別途受けるとした。書類が提出されなかったり、支援金が生徒に渡っていないことが確認されれば、指定を取り消す。

日本の高校にあたる全国の朝鮮学校には約1800人の生徒が在籍しており、世帯収入に応じて年間11万8800〜23万7600円の就学支援金が、10年度にさかのぼって支給される。朝鮮学校については与野党の議員から「授業内容が反日的」などの指摘がある。高木文科相は「支援金は生徒個人に支給されるという観点から、教育内容には介入しない」としたうえで「懸念の声に

対しては自主的改善を求めると説明。「学校側には日本社会の担い手の育成を目指すため、日本の政治・経済などの教科書を使って授業を行うことも要望する」と理解を求めた。高校無償化制度は4月に導入されたが、朝鮮学校への適用については当時の中井治拉致問題担当相らが「拉致問題は、国全体で取り組むことだから当然、制裁をかけるべきだ」などと反対したため、10年度の導入は見送られた。その後、文科省の専門家会議が「専修学校高等課程に準ずる」との基準案をまとめ、民主党政策調査会の文部科学部門会議が了承していた。

【篠原成行】

学校を作っていた。お金がある人間はお金を出し、力がある人間は力を、知恵のある人間は知恵を出し合った。1948年の阪神教育闘争では命を奪われた青年もいた。そういった歴史がなく、朝鮮学校がただ単に朝鮮語を教えるだけの学校なのであれば、無償化云々についての議論自体がわき起こっていないはずだ。そんなことも知らずして、各種学校だから除外は当たり前だというふざけた議論はたいがいにしてほ

しい。

高校無償化は、日本が批准している国際人権規約の社会権規約にも記されている。そこには「(中略)すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と定めている。国連からは朝鮮学校を除外する案に対して懸念を表明する見解も公表された。そして、今回ようやくこのような決定が出されたが、やはり一筋縄ではいかないのがこの日本という国だ。朝鮮学校に対して、年間指導計画や財産目録をはじめ13の書類を添付して文科省に提出することを義務づけた。書類が提出されなかったり、支援金が生徒に渡っていないければ指定を取り消すという。支援金が生徒に渡っていない状況というのは、言い換えればそのお金が北朝鮮に流れるのではないかという疑いをもっているとしか思えない。

果たしてこの書類提出の作業は日本の公立高校にも強制されているのだろうか。

息子3人を朝鮮学校に通わせている私の姉は、来年三男が小学校に入学すれば、学費だけで月7万円が必要になるといつていた。交通費や被服費などはもち

ろん別だ。

給食なんかはあるわけもなく、節約を考えれば毎日お弁当を作るほかない。北朝鮮バッシングのニュースが流れると真っ先に攻撃されるのは朝鮮学校に通う生徒たちだ。お金だけでなく精神的にも保護者の負担はかなり大きい。それでも朝鮮学校に通わせたい、子どもたちに在日コリアンであることを誇りに生きてほしいと願う人は少なくない。

11月9日の毎日新聞の「なるほドリ」という質問コーナーに「朝鮮学校ってどんな学校なの？」という質問が掲載されていた。紙面に限りはあるが、わかりやすく記されていた。

外交の弱さに対する怒りや国の施策に対する反感の矛先が在日外国人やマイノリティに向けられることだけは絶対に避けたい。「韓国併合100年」を迎えた今年、日本と朝鮮半島の関係だけでなく、中国やアジア諸国との関係をどう築いていくが問われている。そして私にできることを考えていきたい。

【森山 輝子 (事務局)】

●この原稿は、11月20日時点で書かれたものです。編集作業中の23日、延坪島(ヨンピョンド)で北朝鮮軍と韓国軍とが「交戦」とのニュースが飛び込んできました。この事態を受けて、政府は24日、「現在進めているプロセスをいったん停止する方向に動く」と述べ、朝鮮学校の高校授業料の無償化適用を当面見送ることを決めました。「政治的、外交的配慮をしない」との方針は、どこへいったのかと思いますが、あっけなく反古にされてしまいました。戦争を望む者は誰もいませんが、緊張が不測の事態を招くことは歴史が教えるところです。沈静化への冷静な対応こそ必要だと思います。

「部落解放研究第44回全国集会」に参加して 「寝た子を起こすな」との苦闘がつづく新潟

11月9～11日、新潟市で開催された「部落解放研究第44回全国集会（全研）」に参加しました。新潟市は人口81万人の政令指定都市で、町並みは広く、どっしりしていました。会場は、新潟駅から徒歩で30分ほどの信濃川の河口のそばの「朱鷺メッセ」で、全体会も分科会もすべてここで行われました。3日間とも、日本海側特有の薄ら寒い雨模様で、傘が手放せませんでしたが、街路樹は色づき、秋を感じさせました。

1日目（9日）の全体会では・・・

部落解放同盟新潟県連の長谷川サナエ委員長が、初めての「全研」を不安と困難を乗り越えて開催にこぎつけたと、感極まるあいさつをされたのが印象的でした。そして、そのあと長谷川均県連書記長から、多くが少数散在の部落であり、部落内も部落外もともに「寝た子を起こすな」が根強く、ほとんどが未指定地区で、同和行政や同和教育も困難性をかかえているとの地元報告がありました。

次に、部落解放同盟中央本部の赤井執行委員から「土地差別調査事件の真相と今後の課題」と題した特別報告がありました。デベロッパーと広告会社と調査会社とが一体となった差別調査の構造は、さながら“差別の数珠繋ぎ”であること。その根っこには、部落差別が「土地」と不可分の関係にあり、人々がその「土地」とそこ

と関係性を有する人々を忌避・排除することによって自らを安全地帯に置こうとする行動様式があること、などがわかりました。



ついで記念講演として、大谷美紀子弁護士が「人権侵害救済法制定に向けた新たな動向—障害者権利条約と救済制度—」と題する報告を行いました。

「人権侵害救済法」は、民主党政権になり、すぐにでもできるとの観測もなされましたが、国会上程もおぼつかない状況で、先行きは不透明なままです。しかし、大谷弁護士の話にあったように「障害者権利条約」が批准されれば、「パリ原則」に基づく「国内実施機関」が設置されることになり、「人権侵害救済法」制定への大きなステップになります。国内法の整備という課題はありますが、「障害者権利条約」の批准と連動したとりくみが有効だと感じました。

2日目（10日）、分科会1「入門講座（時事・歴史）」では・・・

午前、村上市立平林小学校の岩片

和義さんの「新潟県・越後国の部落問題・部落史を概観する」と題した報告がありました。前半の新潟の部落の現状に関わる部分についての報告を紹介します。

●指定地区（1993年）は、12市町村18地区211世帯であるが、県の公式調査（1928年）によると、153地区1472世帯となっている。少数散在で、その多くが未指定地区である。

●新潟における闘いとして、村当局が地区指定されていないからと同和事業の実施を拒否したことに対して、1984年に湯の沢支部が起こした「神林村差別行政訴訟」があり、1988年の判決は、①地区指定の有無に関わらず、そこが被差別部落の実態を持っているならば、行政は同和対策事業をしなければならない。これは憲法の理念である。②「反対派がいるから同和対策事業ができない」という論理は許されない。これは憲法の理念に反する。③同和対策事業未実施地区の存在は、憲法の理念に反する違憲の存在である。という画期的なものだった。



●しかし、地区全体に関わる事業は棚上げされ、個人給付事業だけが実施されただけで終わった。行政や議会の反対や妨害はもちろんだが、地区内にもこれと連動した「寝た子を起こすな」という根強い考え方があり、部落解放運動に反対するこうした圧力によって、立ち上がりがつぶされていった。

●こうしたなか、差別事象があってもそれを差別だと認識できない「差別事象の非顕在性」ということがある。公衆トイレに差別落書きがあっても、指摘する県民・市民はなく、県外から来た人が指摘してわかるという状況があった。しかし、1970年に被差別部落出身の青年が自殺に追い込まれた「糸魚川結婚差別事件」で、新潟にも部落差別があることがわかるなど、さまざまな差別事件が部落差別の存在を可視化させ、同和教育の重要性を浮き彫りにしてきたが、部落内外の「そっとしておけばなくなる」という厚い壁に阻まれてきた。

部落解放運動の初期においては、多かれ少なかれ、どこでも「寝た子を起こすな」との闘いがあり、それは今日もいろんな場面で浮上してきますが、差別糾弾闘争や狭山闘争、行政闘争のうねりの中に飲み込むことによって、封じ込めてきました。しかし、時と場所とが変わると、様相は一変し、そうした局面転換は全く起こらず、それどころか、立ち上がろうとする人々を四面楚歌に追い込む力となります。部落差別は遍く存在し、それは部落の人々とともに部落外の人々をも撃ちますが、ともに手を携えて異議申立をするのではなく、部落の

人々は差別を呑み込み、部落外の人々は差別を看過することによって、差別は存在しないものとされていく。だから、そうしたありように^{くび}楔を打ち込む動きは、双方からのバッシングにあい、芽は摘まれていくのだと思います。

午後は、映画「阿賀に生きる」の上映と、新潟水俣病安田患者の会事務局の旗野秀人さんの話でした。映画制作から18年になり、映画に出てきた人々のほとんどは今はいませんが、映像は彼女らのあるがままの日常をどこまでも淡々と、執拗に追い、生き生きと映し出し、そこにいるかのような錯覚を覚えています。「水俣病」と聞けば、なかなかいいイメージは浮かばないと思いますが、この映画はそうした既成概念とは無縁です。旗野さんの言葉を借りれば、「悲惨な場面は撮らない」「文化運動として伝えたい」として撮りきった、「新潟水俣病を伝えるという枠を越えた、我が意を得たりの人間ドラマのドキュメンタリー映画となった」ということに尽きます。

最終日（11日）、全体会では・・・

特別報告として「企業の社会的責任（CSR）の新たな動向—ISO26000の発行を控えて—」と題して、（株）損害保険ジャパン理事の関正雄さんから、企業の社会的責任とは？に始まり、社会的責任規格ISO26000発行にいたる経緯、損保ジャパンの取り組みについて話がありました。企業のみならず、様々な社会的な組織の今後のありように大きな影響をもたらすこと

は必至であり、注視していく必要があると思います。

ついで、記念報告として「足利事件の教訓」が行われ、最初に菅家利和さんが突然の逮捕から、「自白」強要の様子、裁判経過、無期懲役判決確定、服役、再審請求、DNA再鑑定、釈放、再審開始、無罪判決にいたる体験を熱く語りました。「犯人に落としこめようとする警察・検察、それを追認する裁判所。そして、味方であるはずの弁護士までが無実の訴えを聞き入れることなく、犯人扱いにする。家族とのつながりもない。そんな孤立無援の中、一人の支援者の粘り強い働きかけに救われた。命の恩人です」と語った菅家さんの胸にも万感迫るものがあったらうと思います。最後に、菅家さんは、自分と同じように冤罪に苦しんでいる人のために力になりたいと結ばれました。

次に、松本恵美子弁護士が、「足利事件を検証する」として、足利事件で問われたこと、問うべきこと、そして、教訓とすべきことについて話をされ、冤罪被害者を生まないためとして、①弁護人の問題として、先入観を持たずに、自白をして



いても自白の内容を吟味すること、②科学鑑定を絶対視しない、③再鑑定の保証は必要、④自白を強要しない、⑤取調べの全面可視化、⑥捜査資料の全面開示、検証のための利用を認める、⑦冤罪原因解明のための第三者委員会の創設、⑧支援者の存在、といったことを強調されました。

ある日突然、身に覚えのないことで、逮捕され、取調べで「自白」を迫られる。ま



さか、自分がそんなことになるとは、誰も想像だにしていません。菅家さんもそうでした。しかし、その事態が菅家さんを襲いました。無実の叫びはことごとく無視され、「自白」させられ、「犯人」に仕立てあげられ、無期懲役の判決が確定し、服役を余儀なくされました。17年半という時間は、どんなことをしても、何をもってしてもあがなうことも取り返すこともできません。

その一方で、冤罪をつくり、関与した警察官や検事、裁判官、弁護士、鑑定人、あるいは「犯人」と決めつけた報道をしたマスコミ、それらの人たちはその責任を問われることもありません。「のど元過ぎれば熱さ忘れる」という言葉がありますが、私たちは忘れることなく、記憶に刻み、日々起こる事件や報道を批判的に見つめることが大事だと痛感しました。

【佐々木 寛治（事務局長）】

蛍池地域から

11月13日(土)午後2時から4時まで、蛍池北青少年運動広場で「子ども広場交流会」を開催しました。この事業は、豊中市のこども未来部青少年課と「子育てふれあいの会」が主催し、広場の啓発と子どもたちを中心とした地域住民の交流などを目的に毎年行われています。

当日は、曇り空でしたが、開始時間の2時を少し回った頃から小学生や、就学前の子どもたちはお父さんやお母さん、お

「子ども広場交流会」で 楽しみました!

ばあちゃんやおじいちゃんと一緒に参加し、265人も集まりました。

広場には、遊びのコーナーとして、「いらいら棒・空き缶積み・魚つりごっこ・大輪投げ・バスケット・ミニボーリング・ストラックアウト・ミニゲートボール」、工作・おもちゃづくりコーナーでは、「ペーパークラフト・ストローロケット・ペーパートンボ」などのコーナーを作っていただきました。各コーナーでは、地域の高齢者団体や保育所・小学校・中学校・人権と教育

を考える協議会・センター・青少年課に準備から運営の協力もいただきました。中学校のコーナーでは十八中の生徒さんも協力していただき、会を盛り上げてくれました。途中からは、大阪大学のジャグリングサークルPatioのみなさんが、中国ゴマなど素晴らしい演技を披露してくれ、その後も体験の部分でも協力いただきました。

会場では、案内図を手にした子どもたちが、入口の方から順番に色々なコーナーを回っていきました。一度回ったコーナーではチェックをしてもらい、「〇〇にはまだ行ってない」と次に進んだり、「さっき来たけど、もう一回いいですか？」と来る子どもたち、友だちと一緒にまわる子、一人で自分のペースでまわる子、お母さんやお

父さん、おじいちゃんおばあちゃんとまわる子、小さい子どもさんから高齢者まで、様々な世代が集まった交流の場になりました。各コーナーを楽しんでいる子どもたちの笑顔とその笑顔をみてほほ笑む保護者の方々を見ていると、私たちもなかなか普段出会う事が少ないですが、たとえ2時間でも、楽しんでもらえる機会をみんなで作れた事が良かったと思います。



【福島 智子（事務局）】

豊中地域から

「どないしたん？ほっとかへんで・・・」つながる思い、まっすぐ子どもへ

10月22日（金）と23日（土）、第40回大阪府人権教育研究豊能大会が池田市民会館を中心に箕面・豊中で開催されました。23日は、10会場で12の分科会がおこなわれ、その中の「部落問題学習」の分科会で第五中学校が「地域の願いに自分の想いを重ねて」～聞き取り・フィールドワークを通しての出会い～を報告しました。

58期生（現2年生）が、一年生の一学期に「仲間を知り、自分を知る まちと出会い、人とつながる」をテーマに、自分の周りにいる仲間との関係を、班作りや

校外学習を通して築いていくと同時に、体験学習などで人の立場に自分を重ね、どう関わっていくかを考え、2学期には、地域教育協議会（ふれ愛ネット）主催の「ふれ愛子どもカーニバル」にスタッフとして参加し、地域の「はみごのないまちづくり」への願いを体感しました。その後も、「とよなか人権文化まちづくり協会」「豊中人権まちづくりセンター」「屠場跡地・畜魂碑・水平社宣言記念碑」「轟温泉」へのフィールドワーク、セブン＆チェリー（作業所）と児童館の聞き取りを通して、地域の人たちと出会い、つながりを深めました。

二年生になった今年、「学ぶこと、働くこと」について、地域で働く人の願いの聞き取りや、以前に「とよなか・よみかき・きょうしつ」に通われていた人からの聞き取りや、豊中四中夜間学級の生徒さんとの交流などを通して、「学ぶ」ということについて考える中、絵本「ひらがなにつき」と出会い、絵本をもとに豊中版「ひらがなにつき」を子ども達で劇の台本を考えて作り、12月11日（土）の「人権総合学習発表会『ひまわり』」で上演するとりくみが進められています。

報告を聞き、「夢バトン はみごのない

まちづくり」がしっかり継承されていることを実感するとともに、地域の今と

しっかりつながり、部落差別（はみご）がある現実としっかり向き合い、みんなが自分ゴトと受け止められる、7年間ぶれない第五中学校の部落問題学習の心強さを感じました。

【酒井 留美（事務局）】



書評・この1冊

「部落差別をこえて」

臼井敏男 朝日新聞出版

まず本書の著者である臼井敏男さんは朝日新聞社のシニア・ライターで、今年の1月に朝日新聞にて、被差別部落について33人の人たちに取材をおこなった「人脈記～差別を超えて～」を連載されました。内容は伝統芸能、屠場、そして解放同盟の関係者など様々な形や視点で被差別部落に関わる人たちへの取材内容を中心に書かれています。過去の被差別の歴史やそれぞれの被差別体験だけでなく、どちらかといえば現在の被差別部落について、そこに関わる人たちの思いについて書かれているのが特徴かと思えます。

臼井さんは岡山県で生まれ育ち、いつのころからか自分の住んでいる街に被差別部落があり、そこが周りから差別さ

れていることを知り、そして新聞記者になっていろんな場所で部落差別の存在を見聞きしてきたそうです。その後、解放同盟の関係者などから直接話を聞く機会など

もありましたが、被差別部落について本格的に取材をしたことはこれまでなく、「飛鳥会事件」などに代表される一連の不祥事に対して、解放同盟批判が起こったことがきっかけで、「被差別部落はどのように変わったのか」、「部落差別はどのような形で表れるのか」「部落の人たちはどのよ



うな思いを抱いているのか」など、本格的に部落差別について取材してみようと思ひ、そして始まったのが今回の「人脈記～差別を超えて～」だそうです。

本書は、その「人脈記～差別を超えて～」を一冊の本にまとめたものですが、特に印象的だったのが、東京で起こった部落差別に関わる脅迫事件の被害者への取材の中で、関西と東京では部落差別が違った形で表れ、関西では人間関係の濃厚さが差別の舞台であり、東京では人間関係の希薄さが差別の温床となっていると書かれていたことです。

関西では多くの人々が部落差別の存在について知っており、家族や親戚の結婚などで部落が関わったときに差別が起こる。一方、東京では部落差別の存在が見えにくく、むしろ部落の存在自体が想定外であり、それが目の前に現れると、なんとなく気味が悪いという理由で、世の中の偏見に基づいて排除しようとする。その場合、排除することが悪いとも思わず、

差別しているという意識もない。もちろん、この関西と東京の「違い」については事件の被害者自身が感じた「違い」ですので、全てがこれに当てはまるといったものではありませんが、それでも個人的には大変興味深く、それぞれの差別意識の表れ方の違いという新しい発見ができたと思います。

また本書では新聞記事の方では書かれなかった内容が新たに加筆されていますので、すでに新聞記事を読まれた方でも問題なく読んでいただけたと思います。

ちなみに「人脈記～差別を超えて～」の新聞記事については、まちづくり協会資料室にて保存してありますので、直接ご覧になっていただくこともできます。本書と記事の両方を読んでみて、現在の部落問題について改めて考えてみるのはいかがでしょうか？

【重本 洋輔（事務局）】

情報BOX とよなか

- 1月24日（月）14時～16時 ■ 千里公民館
- 「大逆事件」と部落問題
- 金井英樹さん（大阪大谷大学・奈良県立大学兼任講師）
- 参加無料 ■ 主催：ひゅうまんプラザ実行員会 ■ 共催：市立千里公民館（グループリーダー研修会として実施）

ひゅうまんプラザ2010



報告

世界人権宣言62周年記念豊中集会 「たった一人の韓国併合批判 —石川啄木の歌6首—」



「韓国併合100年」の今年、各地でさまざまなくみが続り広げられる中、豊中では11月19日、当時、メディアを通して「韓国併合」を唯一批判した石川啄木に焦点をあて、啄木研究者・元群馬大学教授の近藤典彦さんの講演会を開催しました。あまり知られることのなかった啄木の素顔、天才的な側面をかいま見ることでできた貴重な時間でした。

「大逆事件」とは？

【文責：森山 輝子（事務局）】

大逆事件の首謀者とされた幸徳秋水は、社会主義・民主主義の旗を掲げ、堺利彦とともに日露戦争に対して非戦論を唱えますが、政府からものすごい弾圧を受けます。集会も演説も出版物も禁止、印刷機は没収され、目も耳もふさぎ、手も足も縛って動けなくされ、最後は監獄に入れられてしまいます。

秋水は、1905年にロシアで起きた「血の日曜日事件」を知り、段々と思想が変わります。出獄後、渡米し、社会主義者や無政府主義者と交わり、日本で天皇暗殺を伝導しはじめます。その影響を受けたのが、宮下太吉という人物です。

宮下は、1909年11月3日、明治天皇誕生日に爆裂弾の実験に成功しますが、秋水はその頃から身をひこうとしはじめます。菅野スガ、新村忠雄に古河力作も加わり、いつ・どこで投げるかという話が煮詰まってきた矢先、事件が発覚しました。100年前の5月25日、明治天皇暗殺計画事件、「大逆事件」と呼ばれる事件となり

ました。

国家権力がストーリーを作り、それに資料を組み合わせて無実の人たちもその中に組み込まれ、24名が死刑という判決が出されましたが、翌日、猿芝居で「天皇陛下の慈悲なる御心」で12名は無期懲役になりました。しかし、この人たちは無実です。二週間後には無実の人を含め12名の死刑が執行されました。

「大逆事件」というのは、全く実態がないわけではなく、いろんなことが絡み合って結局、幸徳秋水という強力な磁場を持った人にひきつけられた人たち、時の権力に対して強い批判を持っていた人たちが、一緒になってひっかけられて罅^{くび}られた事件だったのです。

いわゆる「所謂今度のこと」

この事件から、もっとも大きな影響を受けたのが石川啄木でした。啄木は、借金王で金にだらしなくて、女性関係も結構いろいろあったらしい、浅草の遊郭に通ったら

しい、ずいぶん嘘もついて生意気で涙っぽいし、青白くて歌しか作れないやつとか、そんなイメージが伝わっています。だけど、啄木は変わります。どんなにつらいものにも絶対に目をそらさない。どういうことであっても、自分の中の弱いものでも悪いものでも、自分が夫として妻や子どものためにやってきたか？父や母のためにちゃんとした生活をしてきたか？全部自分の文学や創作の仕事をやりたいために犠牲にしてこなかったか？そういったことも含めて、世界の果てのことまで、人の心理から実際のことを直視する、まっすぐに見るといふ風な人間に変わったのが1909年の秋でした。



1910年5月に啄木は、社会主義や無政府主義をきち

と勉強しないと、本当の意味で今の日本という国を見ることができない、観察・考察することができない、この国を変えていくことができないと考えるようになりました。しかし、社会主義者がどのぐらい弾圧されるかを知っているわけで、やっぱり怖い。もし捕まってしまったら、家族の面倒を誰が見るのか、と悩んでいました。

しかし、6月2日に「大逆事件」を知って衝撃を受け、事件の背景になっていた思想、特に幸徳秋水がどういう思想だっ

たのかを調べ始め、それを一ヶ月足らずでつかんでしまいます。そして、「大逆事件」の被告をかばうための文章「所謂今度のこと」を書き、「朝日新聞に載せてもらえないだろうか」と、当時編集をしていた弓削田（ゆげた）精一という人に持っていきます。弓削田さんは、「これは危ないから載せられない」と言ってボツにするんですが、この原稿を家に持って帰りました。それをずっと持ち続けて、1934年に亡くなる時に遺言で、「『所謂今度のこと』が、日の目を見る時代がきたら、日の目を見せてやってくれ」と託します。1956年、それが初めて日の目をみて、朝日新聞に載りました。

これは天皇の絡む事件で、背景になっている思想は無政府主義なんだよ。無政府主義というのは人が人を支配し、抑圧したりしない社会を目指す、つまり権力、政府のない世の中を目指す人類の理想のようなものを説いているのが根本にある思想なんだよ、と非常に上手に、とても24歳とは思えない素晴らしい文章で書いています。

「時代閉塞の現状」

1910年8月29日は、「韓国併合詔書」が出た日で、翌日の新聞で「韓国併合」を知った啄木は、「時代閉塞の現状」を書き始めますが、言いたいことは、「時の首相である桂太郎の政治権力が、凶暴で高圧的な国家権力、強権である。我々は一斉に立って、この強権と戦おう」と呼びかけることです。しかし、そこに持っていった

めには、決して政治論文とみなされてはいけないので、自然主義という当時の文学主張を徹底的に批判することにしたんです。啄木は、自然主義を批判する形で自分の言いたいことを言い、「時代閉塞の現状」を書こうとしたんです。まさか「時代閉塞の現状」の中で、天皇制を批判しているなんて、つい数年前まで誰にも見つかりませんでした。そこを権力に絶対、尻尾を捕まえられないようにしながら、しかも言いたいことを言おうとするわけですから、当然そんな簡単な文章になるはずがないんです。



石川啄木という人は、歌がわき出したら止まらなくなる

人なんです。どういう時に歌がわき出すのかというと、非常にプレッシャーやストレスがかかったときに、そっちには出口がないというときになると、突然、歌が出てきて止まらなくなります。

「時代閉塞の現状」を朝日新聞に持って行ったのが9月6日ぐらいで、「ダメだ」と言われたのが9月9日ぐらいだったんじゃないかなと思われます。「所謂今度のこと」もダメで、これだけ渾身の力を込めて書いた「時代閉塞の現状」もダメ。「大逆事件」を引き起こした本当の犯人は決して幸徳秋水じゃない。国家権力だということをやろうとしたけども、これもダメだと。本当にふさがれてしまったなあと考えたとき、啄木は突

然、歌を作るようになった。そして、「九月九日夜」という歌を作ります。

「大海のその片隅につらなれる 島々の上に秋の風吹く」

啄木は、「大逆事件」をめぐって、自分は危険思想になったなあと考えたんでしょう。そんなことを思って、「誰そ我にピストルにても打てよかし伊藤の如く死にて見せなむ」と、安重根に打たれた伊藤博文のように俺も死んでみせよう、と歌を作った瞬間に「あっ！」と思ったらしい。「よし、一連の歌を作ろう。韓国併合のことを歌にしよう」と。そして、赤インクを拭き取って、黒インクで最初に書いた詩が、「地図の上朝鮮国に黒々と墨を塗りつつ秋風を聞く」だったわけです。「韓国併合詔書」が出た時には、それ以前に批判していた日本人は監獄に捕らえているか、「大逆事件」で調べられているか、それであれば運動から身を引いているかで、誰も批判はしませんでした。当時の日本で韓国併合を批判した人は啄木以外、一人もいないんです。

ぎょめいぎょじ

御名御璽で詔書が出ていますから、韓国併合批判はできません。そこでどうしたかということ、韓国併合の巨頭であった伊藤の歌を次にもってきてつけこまれないようにし、韓国併合批判の歌をバラバラにして載せたのです。唯一の韓国併合批判がこの歌でした。しかし、よく見ると4つもありません。作ったのは5首で、入れなかったのは1首。残り4首は入れたということ

になります。

太平洋の片隅に連なっている島々、つまり日本列島です。その上に秋の風が吹くというわけです。日本列島には日本人が住んでいて、大日本帝国を作っている。その大日本帝国は日清戦争で台湾を自分の領土にした。日露戦争でサハリンの南を手に入れた。そして、ついこないだ、朝鮮半島を組み込んだ。ということは、この地図を見ると一目瞭然で、こういうことをやった日本列島の島々の上を秋の風が吹いているということになるわけです。です



地図の上朝鮮国に黒々と墨をぬりつつ秋風を聞く
明治四十三年の秋わが心ことに真面目になりて悲しも
秋風の来るとくに来りたる私の疑惑は人しらしく
何となく顔が卑しき邦人の首府の大空を秋の風吹く
大海のその片隅につらなれる島々の上に秋の風吹く
邦人の顔たへがたく卑しげに目にうつる日なり家にこもらむ

話を聴いて

命かけ紡ぎし言葉甦り百年経て時代を撃つ

「大逆事件」と「韓国併合」という時代を画した二つの出来事を目の当たりにし、思索を究め、それらの本質を喝破し、「強権」（天皇制権力）の暴圧を批判した作品は、ことごとく公表を拒否され、日の目を見る機会を奪われました。しかし、啄木は、一つ間違えばその首に縄がかかるかもしれない、その歌の一部を巧妙かつしたたかに、カムフラージュして、雑誌に発表しました。

近藤さんは、いわば、啄木の神髄とも言えるそれらの作品が生み出されるに至った時代状況と、彼がそれらを見すえて、自身に引き受けることを覚悟し、命を削って渾身の力で書き上

から、この歌は韓国併合と絡めて作られた6首目だということは明らかだと思います。

啄木というのは奥行きが深い、歌人であり、詩人であり、評論家であり、小説家で、ものすごいレパトリーが広がった。日本の文学の中で、啄木は最高の一人です。亡くなったのが26歳。こんな人って本当にいるのだろうかと思います。今日は、その人の韓国併合批判の歌が、実は1首ではなく6首あったというお話をさせていただきます。

げた作品の経緯をつまびらかにしました。そこから立ちのぼってくるのは、「不名誉きわまりない異名の持ち主」とは似ても似つかない、もう一人の啄木でした。

近藤さんの語りに参加者の耳目が引き込まれ、会場は、静謐で深い思考がめぐる空間になり、100年前に啄木が見、思い、感じたものを追体験するようでした。そして、啄木の嗅覚、感覚のすごさ、その炯眼を改めて知らされるとともに、近藤さんの飽くことのない研究心と、啄木への想いの深さが伝わってきました。

【佐々木 寛治（事務局）】

覚え書き

「豊中市企業人権啓発推進員協議会」との交流会から

11月16日の交流会のメインは、「扉を開ける～わたし発・わたしの部落問題～」と題した、近畿大学人権問題研究室の熊本理抄さんのお話でした。約100分、途切れることのない、淀みのない話に引き込まれましたが、メモは追いつかず、頭は回転不足に陥り、自身の劣化を思い知らされた時間であると同時に、自戒と自省の時間でもありました。したがって、報告らしいことは書けませんが、一点だけ触れておきます。

それは、お話しの中で何度か出てきた「モノサシ」という言葉についてです。私なりに受け取ったのは、人はそれぞれにその人の「モノサシ」を持っていて、それで人や物事を判断していま

す。そして、往々にして、人は自分の「モノサシ」とその判断を正しいものとして、懐疑的になったりすることはなく、唯我独尊のままにあるというのが、自身を顧みてもわかります。しかし、いつまでも同じ「モノサシ」では生きていけなくなります。「モノサシ」は進化しなければなりません。この唯我独尊の世界を突き崩すのは、多様な他者との豊かな出会いとつながりです。アンテナをピンと張り、人との出会いのなかで、自身を相対化し、問題意識を更新し、自分の「モノサシ」を問い直すことが大事ではないかと思いました。それを執拗なまでに実践しておられる熊本さんのありようはとても刺激的でした。

【佐々木 寛治（事務局）】

情報BOX とよなか

第2回人権サロン

- ★12月10日(金) 午後7時～
- ★[蛭池人権まちづくりセンター](#)
- ★石井眞澄さん & 石井千晶さん
- ★参加費：500円(資料代)

人権文化のまちづくり講座

テーマ：「レディースデーは差別か？」
 日時：12月15日(水) 19時～21時
 場所：豊中人権まちづくりセンター2階
 進行役：松川絵里さん(カフェフィロ)
 費用：無料

主催：豊中市立豊中人権まちづくりセンター
 財団法人とよなか男女共同参画推進財団
 企画：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会
 協力：カフェフィロ

●2回目→1月25日(火) 19時～

今、部落問題と向き合う若者たち

伝えたいことがある



哲学カフェ

ケンケンガクガクの議論というより、<話す一聞く>を丁寧に積み重ねてじっくり考えます。ルールは、発言してもしなくても自由、途中参加・退出自由、特定の考え・思想を参加者に強要しない、できるだけわかりやすく話す、発言は最後までできく、信条を一方的に述べて押しつけることは控える、です。楽しんで参加ください。



一人で悩まないで…

人権侵害をうけるおそれのある市民が、自らの主体的な判断により課題を解決することができるように、事案に応じた適切な助言や情報提供などにより支援をおこないます。

人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時 ~ 5 時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

人権週間中(12月4日~10日)は、両センターで毎日(5日は除く)受付ます。

あ・と・が・き

■温厚で誠実という形容がぴったりの玉置さんが、ご自分を語ってくださいました。人は程度の差はあれ、どちらかと言えば加害者よりも被害者に身を置き、他人の歓心や同情を買いたくなるものです。私が「苦い思い出」の当事者であったなら、逆に相手を罵倒していただろうと想像します。玉置さんは、何も言わずにその場をあとにされましたが、それがトラウマとなって今もフラッシュバックすると言われます。社会福祉を学ぶ中で、「福祉」に対する誤解や偏見が社会的にあることを知り、部落問題との出会いから差別や排除を乗り越える営みへ参画し、思索を深めます。そして最後に、「差別について語るときに常に気をつけなければならないのは、そこに自分の無自覚な差別意識が投影されている危険です」と結ばれます。血肉化されたメッセージとして受け止めたいと思います。■今年「韓国併合100年」をテーマにした豊中らしいとくみを、ということで目を付けたのは、「地図の上…」と詠んだ石川啄木で、それが近藤さんにつながりました。できるだけたくさんの人にと、「世界人権宣言豊中連絡会議」で主催していただきました。誌面ではその一部しか報告できていませんが、やはり期待に違わず出色のお話で、改めて啄木のすごさを知ることができました。近藤さんは、特に、若い人たちに啄木を知って欲しいと言っておられました。小林多喜二の「蟹工船」が読まれ、映画

にもなるほどのブームになりましたが、なぜか啄木ブームはおきません。100年前は先を行きすぎたのかもしれませんが、その見通しは間違っただけではありません。そして、100年後の今もその洞察には鋭いものがあります。もちろん、詠んだ歌も今に響きます。ぜひ、啄木を読んでいただきたいと思います。■「寝た子を起こすな」は、寝ている子をわざわざ起こして泣かせることはないという意味で、部落問題については、〈何も知らない人にわざわざ問題所在を知らせる必要はなく、そっと放置しておけば自然に解決する〉とする考え方を言います。部落解放運動の北端である新潟では、今もなおこの考え方が根深くあると、「全研」で聞きました。県民意識調査(2007年)をみると、部落問題を知っていると回答したのは59.9%で(大阪は93.2%)、この数字からもそれが裏付けられるように思います。しかし、部落解放の歩みは、「寝た子を起こすな」との格闘でもあり、私たちの目の前に今もあります。■南に北に西に、きな臭い事態が続き、緊張が高まっています。終息に向かうのか、拡大するのか、戦争の惨禍の教訓を生かすべく人類の英知が問われるところです。平和憲法を持つ日本こそが、その役割を果たすべきではと思います。■初開催の「哲学カフェ」にご参加ください。次号は来年3月です。お便り、歓迎します。(ささき)

●編集・発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806